

第17回農林ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年5月10日（木）10:00～11:50
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用第1208特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）大田弘子（議長）金丸恭文（議長代理）、飯田泰之（座長）、長谷川幸洋（座長代理）
 - （専門委員）白井裕子、林雅文、斎藤一志、三森かおり、渡邊美衡
 - （事務局）窪田規制改革推進室次長、佐脇規制改革推進室参事官
 - （オブザーバー）桜設計集団一級建築士事務所：安井昇代表
東京大学生産技術研究所：腰原幹雄教授
 - （ヒアリング出席者）国土交通省：真鍋大臣官房審議官
国土交通省：淡野建築指導課長
国土交通省：深井建築物防災対策室長
農林水産省：牧元林野庁次長
農林水産省：猪島林野庁木材産業課長
農林水産省：武田林野庁木材産業課調査官
農林水産省：齋藤林野庁木材産業課木材製品技術室長
農林水産省：玉置林野庁木材利用課長
農林水産省：山北経営局審議官
農林水産省：押切農地政策課長
農林水産省：信夫大臣官房政策課長
4. 議題：
 - （開会）
 1. 木材の利用を制限する規制・基準等の見直しについて
（国土交通省、農林水産省からのヒアリング）
 2. 農業委員会改革の進捗状況について
（農林水産省からのヒアリング）
 - （閉会）
5. 議事概要：
 - 佐脇参事官 それでは、第17回「農林ワーキング・グループ」を開催いたします。
 - 本日は大田議長、金丸議長代理が出席です。林いづみ委員、吉田委員、青木専門委員、本間専門委員は所用により欠席です。渡邊専門委員は、所用により議題2からの御出席に

なっております。

それでは、ここからは飯田座長に司会進行をお願いいたします。

○飯田座長　それでは、本日の議題に入ります。

議題1は「木材の利用を制限する規制・基準等の見直しについて」です。

本日は、東京大学生産技術研究所教授・腰原幹雄様、桜設計集団一級建築士事務所代表・安井昇様に御出席いただいております。

腰原先生及び安井代表におかれましては、この後の議論にも参画いただきたいところですので、簡単に自己紹介を1分程度でお願いできますでしょうか。

まずは腰原先生。

○東京大学生産技術研究所腰原教授　東京大学生産技術研究所の腰原です。専門は木質構造なのですが、木質構造は人材が足りない、少ないということで、木造住宅から、今回話題になっているような非住宅の木造、主に構造をスタートしていたのですが、最近、工法とか生産という中での仕組みについて研究をしています。よろしく申し上げます。

○飯田座長　ありがとうございました。

続きまして、安井代表、お願いいたします。

○桜設計集団一級建築士事務所安井代表　桜設計集団の安井と申します。私は木造の防耐火を専門にしております。設計事務所で設計もしておりますけれども、早稲田大学の長谷見研究室のほうで研究員もしております。国土交通省の今までの取り組みの実験などにも御協力させていただいております。設計と防耐火の立場からきょうは参加させていただいております。よろしく申し上げます。

○飯田座長　ありがとうございました。

さて、これまで農林ワーキング・グループでは、木材の利活用に関する規制・基準等についてさまざまな御意見を伺ってまいりました。また、本日御出席の国土交通省様からも、現在進められる政策について御説明いただいております。ここからは、これまでのヒアリング内容等を踏まえまして幾つか扱うテーマを設定し、議論を深めてまいることができればと存じます。

本日扱うテーマについては資料1-1をごらんください。

資料にありますとおり、本日、大きく2つのテーマを設定しております。テーマ1は「木材の特性や意匠性を最大限活用できるようにするための規制の合理化」であります。木造建築の防耐火設計については、本日御出席いただいている安井先生が御専門と伺っております。また、テーマ2は「都市部等での木造需要増に向けた木造中規模ビルの普及促進」です。テーマ2については、本日御出席いただいております腰原先生の御提案、お話がベースとなっております。

2つのテーマそれぞれ相互の関連が出てくるかと思いますが、審議や議論を効率的に進めていく観点から、一応2つに分けて議論を進めさせていただければと思います。

まず、テーマ1「木材の特性や意匠性を最大限活用できるようにするための規制の合理

化」について事務局から御説明願います。

○佐脇参事官 資料1-1にございますとおり、テーマ1につきましては2つの固まりに分けて資料を記載してございます。

1つ目は「『燃えしろ設計』が適用される建築物の範囲拡大について」といたしまして、これまでの議論でヒアリング等でお招きした有識者の方々などから指摘された課題を事務局の責任でまとめて記載したものでございます。木材を利用する際、石膏ボードによる防火被覆や鋼材を組み合わせることで燃えどまりを求める規制は、諸外国に例を見ない日本独自の規制という御発言がございました。

諸外国では、必要に応じ燃えしろ設計を用いることで、意匠性を生かした建築、それから、そのための技術開発が進展している。日本では、独自規制の結果、技術開発がおくれるばかりでなく、海外の技術を活用した木造建築が実態として困難になるという御指摘がございました。

これまでのワーキング・グループでの御議論その他を含めまして、これらに関連する議論の視点を、あらかじめ事務局から、これからの議論に資するよう御報告いたしますけれども、1つは、燃えどまり規制はその適用範囲を極力限定すべきではないかという議論についてどう考えるか。それから、今般御審議されております改正建築基準法に基づく措置といたしまして、燃えしろ設計の考え方、具体的にどのような場合に限定するというものについてはどう設計されていくのかということ。それから、これらを具体化するために、改正案に基づきましてさまざまな基準を定められると思われませんが、それはいつごろから行われるのであるかということ。それから、もともとこの指摘された課題に書きました問題意識の多くは、3月16日のワーキング・グループで坂先生から提示された比較的先端的な木造建築技術を活用した建築物の建造に関連するものとして提起されたと理解しておりますけれども、今回の国土交通省の御検討された見直しによって、そのようなタイプの建築を建てる環境が充実するのかなのかということが論点になろうかと思っております。

2つ目は、内装材料の制限の合理化でございます。大規模な建築物の内装に広く難燃材等の使用が求められるけれども、欧米の例にならって合理化すべきではないかという指摘がなされたものにつきまして、現状、そういったものを限定的に使うということがどこまででき、その理由は何なのか、どのようにさらなる合理化を検討していく余地があるのかなのか。もしそのような合理化を進めるような改正を検討されているような場合には、その実施時期がいつごろになるのかというあたりが論点になろうかと思っております。

以上です。

○飯田座長 ありがとうございます。

本テーマにつきまして、本日、国土交通省から真鍋審議官に、農林水産省から牧元次長においでいただいておりますので、現行制度の考え方や改革の可能性について御説明を願えればと存じます。

○真鍋大臣官房審議官 国土交通省の真鍋でございます。

説明をさせていただければと思います。お手元の資料1-2に、先ほど事務局から御提示いただきました課題論点、それに沿った形で資料をまとめてきております。先日の会合で御説明したと重複する所があるかもしれませんが、御説明をさせていただければと思います。

まず、1ページ目、テーマの1-1でございます。これにつきましては、燃えどまりを求める規制は日本独自の規制で、必要に応じ燃えしろ設計を用いることでさらに適用の幅が広がるのではないかと御指摘。つまり、燃えしろ設計の領域の拡大をすべきではないかという論点かと思っております。

私どもの考え方を下に書き連ねてございますが、我が国の場合には、諸外国と比べて、御承知のとおり地震が多うございます。関東大震災、阪神淡路大震災のときにも、2ページ目でごらんになっていただけるように、火災による死者が相当多かったということがございます。つまり、同時多発的に火災が発生することが大地震時には想定されるわけですが、こうした場合には通常の消防活動が期待できません。それによって木造建築物が燃えどまらずに倒壊する。つまり、消火できずに倒壊して、周辺への被害がさらに拡大するおそれがあることから、日本独自の規制なのかもしれませんが、一定の規模・用途・立地の建築物に限りましてこの燃えどまりの耐火構造を求めています。

どのような建物に対して耐火構造を求めているのかというのが3ページ目でございます。階数、あるいは高さの高い建物、延べ面積の大きな建物、さらに用途や階数に応じて人の大勢集まる、多数の人が使うような3階以上の建物、あるいは防火地域というような都市計画上特に防火性を求める地域については耐火構造を求めているということでございます。

4ページ目に少しイラストを描いてございますけれども、こういった木材を利用して耐火構造とするためにいろいろな手法がございます。木材の外側から石膏ボードやモルタルなどを覆うような形、あるいは燃えどまりと言っておりますが、内部で燃えない層を組み込むような形、あるいはハイブリッド型、さまざまなものがございまして、いずれも国内で実績がございます。考え方そのものは国外にも同じような技術がございますので、日本独自ということはないのですが、そのような技術で対応するということが一般的でございます。

御指摘がさまざまございます中で、国土交通省の中でつくばに研究所がございます。国土技術政策総合研究所と申しておりますけれども、そちら側のほうで防火や避難に関しての総合技術開発プロジェクトというのを数年来続けておりまして、さまざまな技術的知見が高まってまいりました。過去の火災の分析ですとか、技術の向上に伴うさまざまな知見を集めて、これを取りまとめ、昨年来、社会資本整備審議会で御議論をいただき、この2月16日に答申をいただいております。その答申に従いまして今国会に建築基準法の改正案を提出してございますが、その内容の一部が、まさに言われるような防火関係の規制の見直しということになります。これは、例えばスプリンクラーを初めとする自動消火設備の設置など、一定の消火の措置を見込んで、燃えどまり層がない設計、つまり燃えしろ

設計のことをございますが、そうしたものを採用できる規模や用途や立地を拡大する方向での見直しをまさに予定しているところをございます。

5 ページ目、6 ページ目のところに、その答申の抜粋と考え方が書いてございます。この6 ページ目の資料というのは、まさに審議会で御議論いただいたときの資料でございますけれども、より階数の高い、高さの高いもの、周辺に十分な空地が確保されたもの、燃えしろ設計によって適切な耐火時間を確保するものなどの領域を広げまして、これまで燃えどまりということで確保していたものの領域を限定的にし、燃えしろ設計のほうを広げていくという、まさに今回論点として御提示いただいた方向での検討を進めているということをございます。

これは、法律改正が終わりましてから、一応、私ども、1年以内に施行ということを目指してございますので、政令、あるいは技術的な内容を定めます告示においてそれを明らかにすることとしております。現在、法律は国会で御審議中ということをございますので、まだ施行日は確定しておりませんが、そのようなスケジュールを考えてございます。

続いて、7 ページ目、テーマの1-2「内装材料の規制の合理化について」でございます。内装制限と言われる規定が建築基準法の中にございます。その規制の範囲を最小限にという論点かと思ひます。

この内装制限はどうして設けているかといひますと、火災時に内装に着火することによって煙やガスが発生して、これによってお亡くなりになる方が多いということが既に明らかになっております。8 ページ目でごらんになるように、やけどをしてお亡くなりになる方とほぼ同じぐらいの方が一酸化炭素中毒ですとか窒息でお亡くなりになっている。これはまさに煙やガスによる問題ということになるわけでございます。そうしたことから、不特定の方が利用する建物、あるいは多数の方が利用する建物については、壁や天井の内装として燃えにくい材料の使用を義務づけているということ、これ自体は必要な規制だと思ひてございます。しかしながら、その内容を合理化するというニーズはございますので、内装材の種類などに応じまして煙やガスの発生量を計算して、安全に避難できる構造かどうかを確かめる方法を避難安全検証法と言ひておりますが、これを平成12年に導入したほか、壁付暖炉の周辺については、その部分だけ内装制限を強化することによって部屋全体の内装制限はかからないというような合理化もしてございます。

これだけにとどまりませんで、先ほど申し上げましたつくばでの総合研究所においてさまざまな研究が進められ、また、社会資本整備審議会においても答申をいただひておりますけれども、現在の基準と同等の安全性を確保することを前提とした上で、例えばスプリンクラーを初めとする自動消火設備、あるいは建物の区画、これは扉とか壁ということですが、その状況に応じた内装制限の適用範囲を限定する方向で現在検討を進めてございます。これも、建築基準法の政令・告示のスケジュールとあわせまして、できれば改正法の公布後1年以内を目指して検討を進めてまいりたいと思ひてございます。

○飯田座長 それでは、現在、木造建築といひますか、木を用いた建築についての建築基

準法の改正が審議中ということで、今後これをどのように進めていくのか議論も分かれるところかと思しますので、現在いただきました説明に何か御意見がある方がいらっしゃいましたら、プレートを立てて質問または意見等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、私からですけれども、現時点で、この資料の6ページからお話をさせていただければと思います。

現在見直しが進んでいる内容で、高さ16メートル以下で地上3階以下ということですが、これですと、例えば現行に比べてどのぐらい規制が緩和されたことになるのか。つまり、軒高9メートルのときに比べてどの程度大規模な建築物が可能になるのかというのが1点。

もう一つは、現時点の、今審議されている場合においても、今後できない大きさの建築というと、どういった建築が考えられるのか。すごく追加的な話にはなるのですが、○真鍋大臣官房審議官 済みません。建築規制の場合、構造の規定、防火の規定、避難の規定、さまざまな規定がありまして、多少わかりにくいところがあるのはおわび申し上げたいと思います。

実を言いますと、現在でも大規模な木造建築物は建築可能でございます。しかしながら、その求められる基準、その建築を可能とするためにどういう措置をしなければならないのかということについて一定の制約がございますので、それについて合理化をして、より自由度を高めることがこの趣旨でございます。

今、6ページ目をごらんになっておられるかもしれませんが、従来、高さが13メートル、軒高が9メートルのいずれか。「又は」ですから、どちらかということなのですが、これを超える木造建築物については、これは3階建てに相当するものでございますけれども、耐火構造が義務づけられていることとなります。耐火構造となりますと、ここの例にありますように「燃えどまり設計」ということが一般的でございますので、そうしたものを求めていることとなります。

見直し内容は、その13メートルあるいは軒高9メートルというのを廃止いたしまして、それを16メートルにまず緩和いたします。16メートルで3階建て以下のものについてはこうした規制を求めないということでもあります。ここはかなり自由度が高まります。例えば今の戸建て住宅でも階高の高い3階建てというものが求められるようになってきておりますので、そのあたりについてはかなり自由度が増すのではないかと考えております。

それから、周辺に十分な空地が確保された場合。これは場所によって判断することになりますけれども、これも規制対象外になりますので、敷地が広い場合には相当程度これが活用されると思います。

残りの②のほうが実は重要でございます。この16メートルあるいは4階建て以上のものについては、従来、耐火建築物ということで、上にありますような燃えどまり設計を求めることになっておりましたけれども、必ずしもその性能を求めずに準耐火構造を設定する。

これは燃えしろ設計に代表されるように、火災が発生した場合に消火するまでの間、建物を持ちこたえるということを証明していただければ、これでクリアできることとなります。私ども、海外の事例はあまりつぶさには存じ上げておりませんが、燃えしろ設計ということで海外でもそれが普及しているとするならば、そうしたものが使われる余地が広がるかなと思います。建物の形状ですとか階数が変わるというよりも、多様な工法・技術が適用できるということで、しやすくなる、取り組みやすくなるのではないかと思います。

○飯田座長 ありがとうございます。

○大田議長 ちょっとよろしいですか。

○飯田座長 大田議長。

○大田議長 確認です。

そうしますと、坂先生が言われたような先端的な木造建築は周辺に十分な空地はあるのだと思うのですが、これは規制対象外となるのでしょうか。

○真鍋大臣官房審議官 済みません。それは、私ども、その先端的な木造建築というものがどういうケースで、どういう技術を使われているものなのかというのがつぶさにはわかりませんので、一概にイエス、ノーと申し上げにくいのですけれども、今までよりも自由度が増すことによって許容できる技術の幅が広がることは間違いなしだと思います。海外の技術がそのままかどうかわかりませんが、幅を広げて許容できると思います。

個別には、ちょっと御相談いただけないと判断はできませんし、技術的基準はこれからですから、1年以内にその結論は出していきたいと思いますが、幅が広がることは間違いなしだと思います。

○飯田座長 よろしいでしょうか。

今度は内装についてです。内装ですと、現在の制限といいますか、現在の規制に至るまでもさまざまな合理化が進められてきたという御説明だったかと思いますが、資料の9ページにおいて、①の劇場等、病院等、百貨店等について、規制の区分けといいますか、面積による分類がかなり細かく決まっているようなのですけれども、こういった面積基準等の見直しも並行して行われてきていたのでしょうか。それとも、これは結構昔からこのままなのでしょうか。

○深井建築物防災対策室長 建築物防災対策室長の深井と申します。

この9ページの資料は、その前の資料との関係でいきますと、いわゆる仕様規定と言っている部分でございまして、用途と当該用途の規模等によってこういうものを規制対象にしているというのを表にまとめたものでございます。細かいという御指摘かと思いますが、この「規模等」のところでございますように、耐火性がどれくらいあるかによって、その適用対象になる規模を変えているという考え方です。これは昭和30年代から40年代にかけて百貨店等でかなり大規模な火災があって、大勢の方が亡くなられるという火災がかなりございました。そのころにこういった内装ですとか排煙の関係の一連の基準が導入されてございまして、それ以降、基本的にはこういった規制自体はそのまま続いておりま

す。

一方で、設計の自由度を高めていこうという観点から、資料にもございましたように、平成10年の法律改正によりまして、そういった煙やガスにまかれる前に避難がきちんとできるということが確かめられる場合には、安全性を確認した上でということなのですけれども、こういった内装制限の適用を外すことができるようになっております。一般にもそういった方法が割と使われている、そういった検証をした上で適用を除外されているケースもかなりあるというふうに認識しております。

○飯田座長 ありがとうございます。

例えば、今後、安全性を損なわない形で、より一層の自由な意匠といいますか、自由な設計等を可能としていくために、何か必要な措置であったり、こういった規制の緩和・改革があると今後の自由度が高まっていくのではないかとといった腹案といいますか、提案等ございましたら。安井代表または腰原教授から何か御意見ありませんでしょうか。

では、安井先生。

○桜設計集団一級建築士事務所安井代表 安井でございます。

先ほど御説明いただいた内容はもうオープンにされているので、私も把握しております。内容自体で木造の可能性がかなり広がると感じております。建物としての可能性が広がると感じております。

1点、追加で少し御検討いただけるといいかなと思うのは、燃えしろ設計のところ、今、地域の材料を使いたいということが出てくるかと思えますけれども、そのときに、今、JASの製材だけが燃えしろ設計の中に使えるようになっていくというところがございます。そうすると、地域の製材を使いにくいというところもありまして、材料によった話になってきますけれども、材料自体が使いやすい状態に御検討いただくといいのではないかなとは思っております。

それ以外の建物に対する緩和であったり内装については、先ほど申し上げましたように、可能性はかなり広がると思いますので、その点については特に意見はございません。

○飯田座長 では、いかがでしょうか。この地域材の利用について、現在ですと、JAS規格に乗らない部分で困難なところがある。これはどのようにすれば。むしろ伺いたいところなのですけれども、どうすればこの地域材の活用を進めていくことができるのでしょうか。現時点の可能性としては。

○深井建築物防災対策室長 建築物防災対策室長の深井でございます。

今、安井先生から御指摘がございましたけれども、多分、燃えしろ設計に適用できる材の対象のことを御指摘いただいているのだと思います。

その燃えしろ設計といいますのは、火災になったときに、その炭化速度がどれぐらいになるかということをおおよそ見込んで設計する方法でございます。言い換えれば、品質の安定性が求められることが前提になるのは、多分、安井先生もよく御存じかと思えます。私どもがそういった意味でJAS品をある程度前提にしておりますのは、そういった品質が確

保されていることを前提にしているものでございます。

材の品質確保という点になりますと、農林水産省さんのほうでJAS規格というのをつくられてやっておられますし、私どもとしては、そういったJAS規格に適合しておるものであれば、いろいろな材料があってもいいのかなとは思っておりますが、技術的に見て安全性を確保するという意味で一定の品質が確保されていることは必要なのではないかと考えております。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、安井代表をお願いします。

○桜設計集団一級建築士事務所安井代表 今、おっしゃった内容で理解はできます。性能が確保されているということなのですから、燃えしろ設計はどうしても太くなってきますので、太い材料をJAS工場から出すというのがなかなかできていないところが現状としてあるようです。それは現状を確認していただいたほうがいいと思うのです。ですので、品質が確保されていることが前提であれば、少しほかの方法があってもいいのではないかと。製材が特に困っているというか、現状でよく出しにくいというお話を聞いていますので、性能を確保した上で、JASにかわる同じような位置づけがあって、もうちょっと材料が出しやすいようにしてくると、地域にJAS工場がないところは都道府県には結構あるものですから、そういったところも木材利用の拡大については可能性が出てくるのではないかなとは思っております。

○飯田座長 ありがとうございます。

現時点ですと、地域材の利活用を進めるに当たって、いわゆるJAS仕様で出せる工場の不在であったり、それに基づいて、できるだけ地産地消を進めたいというお立場を林野庁もお持ちかと思うのですが、その利活用を進めるために地域材をより利用していただけるようになるためには何が必要か。これも、どちらかというとなら公式な見解ではなく御意見でも構いませんので、いただけますでしょうか。

では、牧元次長。

○牧元林野庁次長 御指摘ありがとうございます。今、安井先生からありましたように、地域材をいかにうまく使っていくかというのは、私ども、大変重要な課題だと考えております。

一方、私ども、JAS材の普及も進めておりますのは、例えば、今後、木材を今までの住宅中心というよりは、むしろもう少し枠を広げて、商業施設とかそういうところにぜひ広げていきたいと考えております。そうなりますと、当然、一定の性能が大量に求められるというところに対応するために、やはりJASの普及自体も広げていかなければいけないと考えておまして、その両者のバランスをいかにとっていくかということかと考えております。引き続きまた御意見を頂戴できればと思います。

○飯田座長 では、白井専門委員。

○白井専門委員 地域社会の振興という意味でも、中小の製材所はとても重要なプレーヤ

一です。そして木材をその性能を担保された形で、この中小から集める場合には、JASはこれから非常に重要になってくると思います。

そのときに、5万立方以下の製材所で課題となっているのは2点ありまして、まず1点目、合格品が出づらい。これまで県産材の地域認証で合格となっていたものがJASになると不合格になる。建築用材としては性能を満足しているものであってもJASにすると、不合格の割合が高くなってしまいます。

もう一つは、中小の製材所にしてみれば、JASの手数料は非常に割高です。柱だけ大量に生産しているところは、手数料は普通の工場と同じように徴収すればいいので妥当なものなのですが、少量多品目でいろいろなものを品ぞろえする中小の製材所にしてみれば、JASは掛け算式に手数料はふえていき、妥当な料金ではないです。そこを抑えていただければ。とにかく欲しいときに大量の木材が集まらないので、そこをブレイクスルーするためには、中小から性能が担保された木材を集めるという意味で、JASは役割を果たせると思います。

今、私が把握しているのはその2点なので、そこをクリアしていただければ、地域を支えている小さな製材所にも活用してもらえ、制度になると思います。

○飯田座長 いかがでしょう。いわゆるJASのお金に関して。

○猪島林野庁木材産業課長 まず、今、御意見がありました合格品があまり出ないということですが、品質・性能の確かなものを確保するためにはやはり一定のものは生産していただくというのが重要であると思いますので、製材工場の技術開発などの努力もやはり必要ではないかと思います。

また、手数料の件は、以前も白井先生から御指摘いただいておりますが、認定工場の数がふえれば手数料というのはある程度下げることができると思いますが、JASの制度を維持するためには必要最小限のコストがかかるということは十分御理解いただきたいと思っております。

○飯田座長 加えていかがでしょうか。

○白井専門委員 同じような検査をしているのですが、これまでの県レベル、都道府県レベルの地域認証材というのは年間10万円ぐらいの手数料で済んでいました。しかし、多くの製品でJASをとろうと思うと、手数料が1桁多くなってしまいます。JASの制度としては工場を認証しているわけで、抽出調査もしていますが、スギ・ヒノキで違う製材機でひいているわけではないです。現場から見たときに、実務から見たときに妥当な手数料にしていただけといいなと思います。

○猪島林野庁木材産業課長 工場からすればコストは安いことにこしたことはないと思いますが、やはり一定の品質・性能の確かなものを確保するには、それなりのコストがかかるというのはやむを得ないことだと思います。先ほども申しましたように、認定工場がふえていけば、広く検査体制を整えることによってもっとコストを下げることはできると思います。この前も会議でお話ししましたが、今、JAS製材品の流通というのは実は

無垢材は10%程度しかございません。これを高めるためにJAS無垢材の普及のための事業等を展開しているところがございますので、中小の製材所の方々もJASの認定が受けられように我々もこれからもいろいろな取り組みを進めていきたいと思っております。

○飯田座長 これは日本のいろいろな分野で起きていることかと思うのです。つまりは、多くの現場でいわゆるJASを用いるようになれば、規模の経済が働くのでコストが安くなる。けれども、現時点ですとコストが高いので普及がなかなか進まないという、ちょっと三すくみみたいなことになっているかと思うのです。例えば、財政的な措置を求めることで予算また補助金等によってJASの普及を進めるといった方法・方針というのはこれまでとられてきたのでしょうか。

○猪島林野庁木材産業課長 現在のは、JASの無垢材を使用した場合に製品の調達経費の一部を助成するようにしております。

○飯田座長 それと、いわゆるJAS認証の取得に対する補助金等は、今のところ特に行われていないのですか。

○猪島林野庁木材産業課長 その認証取得のための助成というのはやっておりません。

○飯田座長 承知しました。

ほかにはいかがでしょう。

では、腰原先生。

○東京大学生産技術研究所腰原教授 今のお話の連続を1つと、もう一つあるのですが、JASの問題でいきますと、先ほどの工場認定制度というのがやはり大きいのだと思うのです。結局、JAS材を使いましょうというプロジェクトが世の中にたくさんあるかという、現状でいけば非住宅でやりましょうという、地域にそんなに需要があるわけではないわけです。たまたまある地域で必要だと言われても、そこに工場があるかどうかという話題になるわけです。ですので、過渡期的だと思うのですけれども、工場認定という仕組みがちょっと重いと思うのです。部材認証みたいな形で、人のほう、審査のほうが出向いて行って、その製品を管理するというようなことができれば、中小の製材所でもある特定のプロジェクトのときにその人を呼んできさえすれば何とかなると。それを定常的にJASを出しましょうという需要が、今、ないとなると、過渡期的には工場認定というよりは部材認定というように、間に国土交通省が挟むような仕組みがあるといいのではないかなと思っています。

○飯田座長 いかがでしょう。現時点だと基本的には工場丸ごとの認証ということですよ。

○猪島林野庁木材産業課長 部材認定ということになりますと、検査はそれぞれのものを全量検査しなくてははいけませんので、コスト的には相当のものがかるのではないかなと思います。現在、それぞれの認証工場では全量を検査しているわけではなく、定期的に検査員が行い、予定したとおりのものがきちんと生産されるかどうかというのを検査しているというやり方であり、認証工場の全量を検査しているわけではございません。

○東京大学生産技術研究所腰原教授 そうではなくて、認定の工場ではない工場から出て

きたものを同等品だという評価をするような仕組みがあれば、定常的にJAS工場、JAS製材をつくり続けているというところでもなくとも、このプロジェクト用に品質を確保したものを出しましようというときに後押しができる。逆もあって、JAS工場がふえない理由は、JAS材の需要が安定していない。たまたまある地域で大きいプロジェクトがあったからJAS材が必要だと。では、いきなりJAS認定工場になりますかといったら、それは大断面集成材のとき倒産する集成材工場がふえたのと同じで、あるプロジェクトのために設備を投資してもできないというのが木材工業系の問題になっていると思いますので、そういった意識かなと思うのです。

○佐脇参事官 事務局から失礼いたします。

それに関連いたしまして、一点確認したいのですけれども、建築基準の品質が安定している木材について特定の工法を認めるとする場合の品質の安全管理に関する確認は、建築行政の責任においてやられることになるのか。それとも木材生産の責任においてやられるのか。それとも両者の境界になりますのか。それによってシステムの立て方が変わってこようかと思しますので、そこも踏まえて両省からコメントされるのがよろしいかと思ます。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、淡野課長。

○淡野建築指導課長 建築規制のほうの立場から申し上げますと、まず、品質が非常に安定しているということから、規格品であるということが燃えしろ設計などの場合には基本になっております。

それと同等の品質の安定性があるということが立証できる場合というふうな道筋もあります。それはそういう品質の安定性に関する基準をまずつくっていただいて、それに適合するということを国土交通大臣が認定をするというルートが開かれていることはございませけれども、それは非常にハードルが高い状況にございます。

○牧元林野庁次長 非常に過渡期的な状況にあるというのは腰原先生が御指摘のとおりかと思っております。今後、非住宅の需要とかが広がって、JASがうまく回っていくことができれば、恐らくいろいろな問題が解消できると思うのですけれども、残念ながら、今、そういう状況になっていない。そういう中で、先生から御指摘がありましたような部材認証みたいな道もあるのではないかなという御指摘かと思っております。

ただ、それについては、先ほど木材産業課長から申し上げましたように、コストの問題等々いろいろな課題もございませるので、また私どものほうで現状をよく確認させていただければと思っております。引き続き御指導よろしく願ひいたします。

○飯田座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

では、次、テーマ2に移らせていただければと思ます。テーマ2は「都市部等での木材需要増に向けた木造中規模ビルの普及促進」についてです。

資料1-1に基づき、事務局からまず説明をお願いいたします。

○佐脇参事官 資料1-1の後段部分、テーマ2「都市部等での木造需要増に向けた木造中規模ビルの普及促進」でございます。

これも2つに固まりを分けてございます。

1つは、政策目標としての木造中規模ビルの普及促進ということをご政府全体としてやっ
てはどうかという御提案があったかと受けとめております。

指摘された課題でございますが、供給増の見込まれる国産木材等を十分に活用する上で、
地産地消に加え、地産都消が不可欠であると。都市部建築需要に応える木造建築物として、
例えば、中層ビル群をイメージし、その量産が可能となるような生産システムを整備すべ
きではないかということ。その際に、部材の規格化、標準的な設計方法、建築確認申請に
使用できる技術情報の体系整備などがあるべきではないかということであったかと思いま
す。

これをめぐるこれまでのワーキング・グループの議論をかいつまんで、今後の議論の視
座として事務局としてまとめるとするならば、都市部における中層ビル等、政策目標とし
て掲げること自体についてどう考えるか。

その際に、腰原先生のプレゼンテーションにもあったかと思いますが、多数の業界団体
が存在している中で、木材の需要を急速に具体化する観点で言えば、短期間で生産システ
ムを構築する必要があるわけでございますけれども、その際に、政府がある種のコーディネ
ーターとなって進めていくことができるのかどうなのか、やるべきなのかどうなのか、
その場合、誰がやるべきかということが1つの視座になろうかと思えます。

それから、CLT等集成材への対応について、このようなプロジェクトをやろうとする場合
には追加的に何が必要かということが1つの論点になろうかと思えます。

2つ目は、都市部におけるそのようなビル群を促進するための規制の合理化ということ
でございます。指摘された課題といたしましては、新しい需要を生み出すという観点から、
前例にとらわれず、さまざまな耐火性能の技術基準の合理化を進めるべきではないかとい
う御指摘があったかと思えます。これはテーマ1にも絡んでくることになろうかと思いま
すが、これまでの議論でありましたのは、最上階から数えた階数が5階以上14階以内の広
範囲で一律2時間の耐火性能が要求されているという規制について、例えば都市部の中層
ビルをイメージした8階建ての場合に、それに見合った階層の規制区分を設けるなど、ま
さしくこの政策目標に適するような規制のあり方を意図的に見直していく手法がとれるの
かどうなのかということ。その際に、先ほどの1の議論にもありましたけれども、さまざ
まな手法の組み合わせを考えての規制の合理化ということ、さらには、今回の建築基準法
の改正に基づくそのようなアプローチを、この木造中層ビル群の普及促進というロードマ
ップにあわせて、どういう段取りで規制の見直しを進めていくかということもあわせて考
えてはどうかということが1つの論点の視座になろうかと思っております。

以上です。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、本テーマにつきまして、国土交通省より現行制度の考え方や改革の可能性などについて引き続き御説明願います。

○真鍋大臣官房審議官 わかりました。引き続きまして、資料11ページ目になろうかと思えます。

今、事務局から御説明のありました2-1の事項でございます。中層あるいは高層の建物ということになりますと、階数、規模、用途、中の空間構成、平面形状、さまざま多様性が出てまいるかと思えます。こうしたものについては、構造計算等を行えば自由度の高い設計が現在でも可能なわけですけれども、それをある一定の範囲に押しとどめて、設計の自由度を制約するような基準をつくるということについては、少なくとも建築規制の立場からは取り得ないと思っております。自由度を犠牲にして制約を課すような検討というのはかえって逆行するのかなと思っております。

むしろ、この御提案というのは、その規制の中身を強化するとか、緩和するということではなしに、例えばこういった自由度を確保する現行の制度を前提としながら、小規模な木造住宅、木造建築物についてはこれだけ普及しているわけですから、それを中規模、大規模に普及する上で、例えば技術者の方が取っつきやすく、それに習熟していただきやすくする環境の整備、あるいはそれをプロモートする取り組みという趣旨での御提案ではないかと考えます。

そういった観点からいたしますと、実は、先ほど事務局からも一部触れていただきましたが、例えばCLT工法などについては比較的新しい集成材のカテゴリーでありますけれども、林野庁さんと私どもでずっと二人三脚で進めてきております。例えばCLT工法につきましては、CLT協会という一般社団法人がございしますが、そちらのほうとも協力し合いながら、CLTの、私どものまとめました告示についての解説書、あるいは設計・施工の解説書というものをまとめています。これについては林野庁さんの予算でCLT協会その他が作成し、特に私ども国土技術政策総合研究所等が監修するという形で、我々も関与しながら、CLT工法についての設計や施工上の留意点、進め方の手順、必要なデータ、そのほかをまとめて、その説明会の開催に当たりまして両省で協力しながら、例えば講師を派遣するとか、補助金を一部使うという形で支援しております。

今、建築基準法の改正を進めているわけでございます。新しい基準ができ上がることとなりますけれども、そうしたものについても、恐らく、木材の関連事業者の方々、関連団体の方々、さまざまな技術者の方々の関心も強かろうと思っておりますので、そうしたあたりの需要にも応える形で、説明会、講習会といったことを進めていくのは当然のことだと思っております。要は、基準をつくるだけではなくして、それを使いこなす体制を整えよということだと思っておりますが、林野庁さんとも協力しながら、私どももできる範囲のことをさせていただければと思っております。

なお、部材の規格化というのは、先ほど出てまいりましたJASのことかなと思っておりますので、

これは林野庁さんのほうで進めていただいております。

それから、2-2でございます。これも関連でということでしょうか。中層あるいは高層の木造ビル。確かに低層の住宅や建築物は幅広く木造のものが多くございますけれども、中層以上、特に非住宅という分野になりますと、木造のものは現在少のうございます。そうしたことから、耐火性能に関する技術基準を合理化、特に耐火時間の設定のところをもう少し細区分したらどうかということではないかと思っております。

これにつきましては、主要構造部の柱や梁などについて、中高層のビルについては原則として1時間の耐火性能を求めております。細かい用途や内装材料、防火区画の設置状況などを度外視して、大ざっぱな、大まかな基準として1時間の耐火性能を求め、あとは階数の増大に応じて安全率を見込んで、5階以上は2時間、15階以上は3時間というふうにしてございます。

これは大まかな基準ということを念頭に置いてつくっているわけですが、14ページ目の資料にもございますように、実は防火関係の規定というのは幾つかのルートがございます。それを申請するためのルートがございまして、14ページ目の一番右下にありますのが、この耐火時間1時間、2時間あるいは3時間と言われるようなものでございます。これは例示仕様ということでございまして、細かい条件設定はしないかわりに大まかだということになるわけでございます。

それに対しまして一般的な検証方法として、耐火性能検証法というのを既に適用してございます。これは個々の建物の設計が決まりますと、当然、用途や内装材料、防火区画の設置状況が決まってまいります。そうしたことを含み込んだ上で、15ページ目にありますように、建物の火災の継続時間と火災に対してどれだけ耐火できるのかということと比較していただいて、これがプラスであれば問題がないという証明方法であります。

こうしたことになりますと、1時間、2時間、3時間というような大まか基準は適用せずに、こちら側のきめ細かい検証法によった結果をもって申請すればよろしいこととなります。特に大臣認定の個別の手続は要りませんので、通常の確認申請で適用可能でございまして、特殊な方法とは言えないと思っております。極めて高度で難しい、あるいは証明ができていくものということであれば、それは課題があろうかと思っておりますけれども、例えば構造計算の方法などに比べましてもそれほどハードなものではないと考えてございますので、今のところそれがしにくいかやりにくいという声を聞いたことがないものですから、この方法できめ細かな算定をしていただき、申請をしていただくことでよろしいのではないかなと思っております。

逆に、安全率のほうを一遍に低減する、引き下げることについては、安全性が損なわれることとなりますので、私どもとしては取り得ない選択肢であらうかと思っております。

なお、先ほどから再三出てまいりますような今回の建築基準法の見直しの中で、消火の措置を見込んで燃えしろ設計などを行うように考えておりますので、そうしたあたりにおいても基準の合理化を進めてまいります。この耐火時間そのものが一遍に変わるわけでは

ございませんけれども、より中層・高層の建物について設計の自由度を高め、その幅を広げるについては貢献できるのではないかなと考えてございます。

以上であります。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明についての御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

では、私から質問です。

今、御説明いただきました耐火性能検証法、いわゆる一般的な検証方法とこの例示仕様の2つの方法の間の事務的なといいますか、手続的な負荷の差というのはあまりないという理解でよろしいのか。それとも、いわゆる例示仕様に比べると、この一般的な検証方法は一段階手間がかかるものなのか。そういったところを追加で少し説明をお願いできればと思います。

○真鍋大臣官房審議官 まず、建築基準法に基づく申請の手続きという観点からすると、ともに建築確認申請で対応することが可能ですので、そこは同じでございます。ただし、検討に際しましては、耐火性能検証法の場合、私どもが告示に定めております計算式がございますので、その計算式の中で、用途や内装材料や防火区画の設置状況の考え方を入れて一定の計算をしていただく必要がございます。表計算ソフトでできる程度のことだと考えてございますので、それほど高度で複雑なものではないと考えております。

一方で、1時間耐火、2時間耐火、3時間耐火というのは極めて大まかな話でございますし、今、申し上げましたような用途や内装材料、防火区画の設置状況は度外視して定めるものでございますので、それは機械的に計算などはせずに申請ができるということでありまして、当然違いがございます。

大きな建築工事の経済的な面を考えてみますと、当然、高い防火性能を求めるものは安全率を見込んでおりますので、経済的には多少不利になるかもしれません。しかしながら、耐火性能検証法を用いて、その建物にふさわしい耐火時間を求めることになると、オーバースペックなことがなくなりますので、全体としては経済的にはぴったりなものができるという観点で有利になろうかと思えます。

ここで申し上げているのは中層以上のものですから基本的には5階建て以上のものになると思いますが、当然、個々の申請に対して構造計算をすることになります。構造計算についてはプログラムがございまして、これはコンピュータですることが一般的だと思います。そうしたことを考えますと、通例、5階建て以上の中層や高層の建物を建てる時には何らかのコンピュータプログラムを使って計算し、図面を描き、申請するということが一般的で、耐火性能検証法をしたからといって、それで数カ月もかかるとか、何倍もコストがかかるということではなしに、むしろ経済的には合理的な設計ができるのではないかと申請者のほうから聞いております。

○飯田座長 今の説明に関しまして、腰原先生、安井代表、何かございますでしょうか。

○東京大学生産技術研究所腰原教授 テーマの中にもあるのですけれども、この問題というのは、私は規制の話ではなくて、ここに出てくるように普及促進のほうの話がメインで、きょう御説明いただいたように、今、こういう新しい建築に対してさまざまな法整備がされてきて、徐々に拡充しているということは理解しているのです。

ただ、そこで一番の障害になっていると思っているのは、皆さんが民間の力を過大評価しているのではないかとということなのです。鉄筋コンクリートだとか鉄骨造のビル、あるいは都市部の多層の中層ビルというのは、そういう大きい団体ですね。鉄筋コンクリートであればゼネコンのような団体があるし、鉄骨造であれば、高炉メーカーが数社で仕切っていると言うと変ですけども、大きな業界ができています。そこで標準的なことをやっていきましょう、あるいは、今まで何十年も積み重ねてきた中層建築の技術を効率的にしていっていきましょうという形で進められてきているわけですけども、木造業界というのは、今まで2階建てぐらいの木造住宅をやってきた業界でしかないわけです。その人たちに、先ほど言ったように、CLT協会も含めてそうですし、日集協さんもそうですし、LVL協会もそうですけれども、大きい屋根の建築か2階建ての建築しかやってきていない民間の団体に対して、これから4階建て、5階建てをやりたいときに、まず、耐火構造の話すら理解できている人はまずほとんどいないです。

そういう意味でいったときに、鉄骨造とかRC造の中層ビル、あるいは霞ヶ関ビルのような超高層ビルが生まれたときには、産官学が協働して団体戦で取り組んできたわけです。実は、RCとSは、それが成熟してきたから民間の力をかりましょうというのが今の公的というか、国の立場だと思うのですけれども、木造は多分それができていないのだと思います。そこで、RCとかSが昔やってきたような形で、産官学という組織なのか、そこはわかりませんが、そのようなことでやっていかなければいけないのではないかと。

先ほど国土交通省さんが説明されたように、普通に鉄骨造とかRC造をやっている人から見れば、どの法律も難しくないのです。当たり前に行っていることだから。だけれども、木造住宅で壁量計算しかやってこなかった人たちがこれをやれば、何をやっても難しいと思ってしまうわけです。そういった意味では、今までのRCとかSとかの法整備あるいは技術普及というのではなくて、もうちょっと足元を下げるといって、そういう形でのサポートが必要なのではないかなと思うのです。

先ほどのビルの規格化とかの話というのは逆なのです。今の規制を落としましょうということではなくて、今のルールは今のルールでいいのだけれども、ある限定されたもの、例えば私が以前ワーキング・グループで説明した資料ですと、3ページ目に街中の写真がありますが、大多数、裏道へ行きますと、4、5階建てのビルが主に鉄骨造とかでつくられているわけです。こういうビルすら、今、木造にならないわけです。都市部というのは、基本的に4、5階建てぐらいのこうしたビルが大多数のシェア、ふえているわけです。だとしたら、もう一枚めくっていただいた左側上にモデルがありますけれども、こんなビルで、ある限定された範囲であれば、今のような耐火性能検証法も仕様規定的なところに落

とせたり、構造計算ももう少し気楽にというか、単純化できる仕組みができてくるはずなのです。こういう入り口が何もないので、先ほど言ったような、今まで木造住宅とか木に携わっている人たちの足がかりがないので、そういった意味では、こういうことをやっていくことが、大きな普及という意味では大事なのではないかと。

では、それを民間にと言ったときに、最後のページにあるのですけれども、木造業界というのは複雑な業界でして、林業から製材業から、ここにありますように、ほとんど材料別に業界があるというか団体がある。今までは、木造住宅という意味では日本木造住宅産業協会さんを筆頭に何となく統合されてきたわけですけれども、これからの都市型の中層ビルについては、そういった住宅の延長線上ではなくて、鉄骨造とかRC造を扱ってきた建築の方々が中心になって木造を普及させていくことが必要なときの橋渡しが、今、できていない状況なので、そういった体制の整備をしていただくことが一番大きく必要なのではないかと考えています。

○飯田座長 先ほど真鍋審議官からも御指摘がありましたように、やはり普及と啓蒙というのがかなり重要なタスクになってくるかと思えます。中でも、腰原先生が御指摘いただきましたように、木造関連の業界団体がこれだけたくさんある。これに、例えば周辺の内装とか瓦とかまで入れるとどんどんふえていって、ある程度統一的な、または金銭的な意味でも大きな予算を講じて、木造の中層建物についての知識の普及啓蒙を進めていける団体がないという状態なのですが、その中で、今後、国土交通省が、または林野庁が果たしていける役割というのはどういったものがありますでしょうか。まずは御意見と伺いますか感想を伺えれば。

○真鍋大臣官房審議官 業界団体をつくる、つくらない、再編するということについてコメントすることは難しいと思えます。

以前にも腰原先生の御意見を聞かせていただいたときに御指摘いただいたこともございますが、結局、今まで木造建築は低層、2階建て、平屋建てのものが中心で、それは物すごくシェアが大きいし、これだけ定着しているわけですけれども、そうしたことを中心に手がけている方が、当然、3階、4階、高層ということになりますと、それは未知の領域ということになりますので、なかなか手が出ない。あるいは躊躇されるということもわかります。

一方で、今、大規模な木造建築が日本で建築されていないのかと伺いますと、実は少しずつふえてきております。技術的にも高い耐火性能、耐震性能を持ったものもできております。そうしたものについては名立たる設計事務所やゼネコンが取り組んで既に成果を上げているということがございますので、新しい団体というよりも、さまざまな取り組みをそれぞれの分野で参入していただけるような素地をつくるというのが大事だなと思っております。

今、申し上げましたように、未知の分野あるいは未開拓の分野というのは、それはそのとおりだと思いますので、私どものできるということというのは、私どもがまとめおります建築

基準なり建築の仕組みをどう普及していくかということだと思います。

CLTの話在先ほど申し上げました。それは、比較的最近の例としてはかなり顕著な例だと思うのですが、林野庁さんのほうで予算をおまとめいただいて、私どもも技術的な協力をしながら、テキストをつくり、講習会をして、また林野庁さんの予算では、建築の専門家を派遣するとか相談に乗るようなサポートもされておられるということでございますので、そういった省庁間の連携でもってこういった領域を進めていくというのがあるのかなと思っております。

CLTは1つの例でございますけれども、ほかにも同じような取り組み、あるいは試みがあることについてはよろしいのではないかと思います。私どももできる限り協力したいと思っております。

○飯田座長 林野庁様からいかがでしょう。

○牧元林野庁次長 普及促進が重要ということは御指摘のとおりだと思いますし、関係団体も非常に複雑に入り組んでいるというのも御指摘のとおりかなと思います。

そこでどうやって普及促進を図るかということでございます。今、国土交通省さんからもCLTのお話ございましたけれども、CLTのような新技術とか、そういうものを突破口にして進めていくというのが1つ現実的なやり方かなと考えております。

その意味で、CLTの普及促進については、従来よりも一歩進んだ形。と申しますのは、CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議というものをつくりまして、国土交通省さんや林野庁だけではなくて、いろいろな省庁の知恵もかりながら、政府全体として普及促進を図っていくのだということで、新たなロードマップというものも作成して取り組ませていただいているところでございます。そのような形で新しい技術なりを突破口にして、関係省庁が連携して普及促進を進めていくということが肝要かなと考えているところでございます。

○飯田座長 こういった普及促進の事業が非常に重要なウエートを占めているという点で、両省、見解は一致しているかと思いますし、我々も全く同じ思いであります。

その中で、例えば今後の何年以内に木造の非住宅設計の建物をどうふやしていくかといった、その普及促進に関する数値目標であったり、または伸び率に対する目標設定のようなものというのは行われているのでしょうか。いかがでしょうか。

○牧元林野庁次長 関係課長からも補足をさせますけれども、例えば、CLTにつきましては、平成36年度までに50万立方の生産体制を構築するというような数値目標を持っておりまして、当然、それに見合った需要の喚起も進めていくことにしているところでございます。

ちなみに、現在の生産体制に対して、需要がまだまだ不十分だということも現実問題としてございます。需要喚起とともに生産体制の構築もあわせて図っていくという目標を持っているところでございます。

○猪島林野庁木材産業課長 具体的な数値目標というのは定めてません。4月18日の本ワーキング・グループでもお話をさせていただきましたが、非住宅また中高層の木造建築物で木材の需要をふやしていくために、新たな建材の開発とかCLTなどの新たな工法の活用に

より、4階以上の非住宅において現状ほとんど使われていない分野で25%ぐらいの利用目標を設定した場合に、どれぐらいの需要が拡大できるかとかいう試算はしております。

同様に、3階以下の非住宅分野で60%を木造建築にした場合はどれぐらいふやせるか。そういった需要拡大の意味での試算をしておりますが、目標を設定して、そこにどういったロードマップでもっていくかというものはありません。

○飯田座長 生産体制については明確な目標を立てながら、供給力の拡大というのは計画といますか、目標として定められているとのことですが、これは需要がついてこないとなかなか難しいところもあるかと思えます。国土交通省様のほうでは、いわゆる木造非住宅、中でも中層の木造非住宅建築について何らかの目標であったり試算といったものはお持ちでしょうか。

○真鍋大臣官房審議官 現在のところありません。

○飯田座長 そういったものをどういった言葉、表現になるかはわかりませんが、林野庁・国土交通省間で何か共通の目標みたいなものを設定したり、その実現に向けて協力をしていくといった体制をとることは可能なのでしょうか。

○真鍋大臣官房審議官 少なくとも建築規制の側からそれを申し上げることはできにくいかなと思います。林野庁さんと協議することは可能でございますけれども、私ども、必ずしも木造だけを建築基準の対象にしているわけではございませんので、そうした意味で、今のシェアをどうするというのを建築行政の側から御提案申し上げるのは、この場ではちょっと難しいかなと思います。林野庁さんのほうとよく協議したいと思います。

○飯田座長 では、そのほか御意見等ありますでしょうか。

では、腰原先生。

○東京大学生産技術研究所腰原教授 今のお話ですけれども、普及というのは、多分、無理やりしてもしょうがない話なので、需要が喚起されないといけないと思うのです。何が足りないかということ、魅力ある建築でないわけですから。何となく予算の範囲内で、最上級の技術があったとしても、民間のプロジェクトでやろうと思うと、予算の都合上妥協せざるを得ないところが現状です。

例えばカナダでできました18階建てですとか、台湾でできている5階建てとか、ヨーロッパでできている中層の建物も、幾つかのプロジェクトはほとんどモデル事業なのです。こういう技術ができて、こういう建物ができるようになりましたと。台湾でいけば、木造の5階建てで建っていますけれども、法律上は木造ではない扱いで、今の法規だと建てられないので建てられるようにしましょうぐらいのことをやって、具体的にこんな建物が建てられるようになるのですよということを示しているのです。

今の日本は多分そこがなくて、民間の人たちが頑張っているのですけれども、予算の中で魅力ある建築をつくらうと思うと、やはりぎりぎりですし、先ほどの法律的なことも、法律的にはできるかもしれないけれども、民間のスケジュールの中ではなかなか乗らないよねという形になってきている。ですから、ここでやらなければいけない話ではな

くて、民間がやれという話なのだと思いますのですけれども、今、できる技術、日本が持っている技術を集約して、あるいは日本が今整備されている法律の中でこんなことまでできるのですよというものを実プロジェクトとしてつくるような後押しをしないと。

最近、施主とかディベロッパーさんに聞いても、だから何ができるようになったのというようなことが具体的に見えてきていない。本当は、最終的に建築というのは建物になってくるわけで、魅力的な建物をプロトタイプ的につくって、そういう建物ができるようになったのならみんなも頑張ろうよという旗振りができないかなという気がするのですけれども、そういうのはやはり難しいものなのではないでしょうか。

○飯田座長 いかがでしょう。モデル事業の可能性ということかと思えます。

○真鍋大臣官房審議官 済みません。私ども、公共工事を発注する部局ではないので、それについてはコメントできません。林野庁さんもそうなのですけれども、私ども、木造あるいは木を使った先導的な建築物についての支援策はございます。国の建物について補助金は出せませんが、民間の建築物、あるいは地方公共団体さんが整備しておられるような役所ですとか、学校ですとか、公民館ですとか、ホールですとか、そうしたものについて、今、腰原先生がおっしゃったような先導的な、意欲的なものを提案していただければ、私どものほうで、あるいは林野庁さんのほうで支援する仕組みはございます。そうした実績を積み上げていくというのもあると思いますし、また、そういった補助事業をよく周知していく。あわせて、建築規制の仕組みなり新しい基準なりを周知していくということが恐らく考えられるかなとは思いますが、もしそういったプロジェクトが何かありましたら、御紹介いただければ、私どもとしては積極的に相談に乗りたいと思います。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間がまいりましたので、議題1についてはここで終了いたします。本日の議論を踏まえまして、これらのテーマについては、規制改革推進会議第3次答申に向け、しっかりと提案への結論を出していきたいと思えます。

国土交通省並びに林野庁の皆様におかれましては、引き続き協力をよろしく願いいたします。

また、腰原先生、安井代表も御出席いただきまして、ありがとうございました。

以上です。

(オブザーバー、ヒアリング対象者退室)

(ヒアリング対象者入室)

○飯田座長 続きまして、議題2に入らせていただきます。

議題2は「農業委員会改革の進捗状況について」であります。

農業委員会については、平成26年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、選挙・選任の見直しや、農地利用最適化推進委員の新設、遊休農地対策などが記載され、それに基づき改正された農業委員会法が平成28年4月1日に施行され、2年が経過しております。本件については、ことし4月にも農林水産省より実績及び活動状況について報告を

受けておりますが、その際、農業委員会と農地中間管理機構の連携等についてさらなる改善が必要と農林水産省として評価していると伺いました。本日は、競争力ある農業、魅力ある農業の実現のために極めて重要な取り組みである本施策の改善状況等について伺いたいと思います。

それでは、農林水産省より御説明願います。

○山北経営局審議官 経営局審議官をしています山北と申します。本日、局長が国会のほうで不在にしております、私が代理で説明させていただきます。

今、座長からお話がありましたように、26年に、意見を踏まえ、また実施計画あるいはプランという形で決定された内容について、現在の状況を御説明させていただきたいと思っております。御存じのとおり、決定された内容につきましては、多くは法律で措置をさせていただいたということでございまして、現在、法律に基づいて進捗をしているということでございます。

まず1点目でございます。農業委員会につきましては、その性格でございますが、業務の重点を農地利用の最適化に置いていこうという見直しがされたということでございますし、そのことを踏まえまして、委員会の構成についても、決定をする人、あるいは現場活動をきちっとしていく、そういった役割分担もしていこうといったようなことをされました。また、その委員の選任方法についても見直しがされたということでございまして、それらについて全て法律によってそのような見直しを行ったということでございます。

右側でございますように、現状の移行状況でございますが、農業委員会は3年任期ということで、順次改選期を迎えるということでございまして、その新しい制度に移行してきているということでございます。昨年29年度が一番多かったわけでございますが、87%が新しい制度に移行したということでございまして、今年度10月初めまでぐらいで全て新しい制度に移行するという状況でございます。

2番目は、業務でございます。先ほどおっしゃったように、農地の集積・集約化とか、耕作放棄地の発生防止、あるいは新規参入を促進していこうといった農地利用の最適化といった仕事を中心にやっていこうということで、法律で措置させていただいたということでございます。

それから、転用についても一定の農業委員会の役割を位置づけたということで、これも法律による措置でございます。

2ページでございます。あわせまして、業務の中では、業務の重点化を図るという観点から、法的根拠がなくてもできるような要請活動については法律からは削除させていただいたということでございます。

選出方法でございますが、透明なプロセスを経て、市町村議会の同意を経て、市町村長の選任制にするということ。こういった形で法改正をさせていただいた結果といたしまして、30年3月末で移行した1,474委員会、当然ながら、法定でございますので、全ての委員会で公募なり推薦といった手続を経て選ばれているということでございます。当然、定数

を上回る形の推薦・応募がありまして、割合でいけば87%ぐらいの方が選ばれているというところでございます。

また、その内訳でございます。農業者ですとか、農業団体等、また地区推薦もございませうけれども、そういった推薦によって選ばれている方が大体8割、自薦という形で手を挙げて選ばれている方が2割ぐらいという内訳でございます。

次に、人数につきましては、決定の内容で、農業委員については定数を半分ぐらいにしようということで、その上で過半を認定農業者から選任をするといったこと、あるいは中立委員を入れていこうといった決定をいただいたところでございます。あわせて、女性とか若い人を入れていこうという配慮規定も設けたところでございまして、実際に移行した農業委員会で見ますと、認定農業者のところは、極めて人数が少ないところは特例措置を置いたところでございますけれども、総数で見ますと、旧制度に比べますと、過半が認定農業者による農業委員の構成になったということでございます。中立委員については、当然、全てのところで選ばれた上で、女性の農業委員についても総数は大体7割水準まで定数が減った中で、実数としてはふえて、結果としての割合は8%から12%に増えた。あるいは、50歳未満の委員数も倍ぐらいになったということでございます。それから、新たに農地利用最適化推進委員が選ばれたということでございます。これは後ほど申し上げます。

その結果として、農業委員と農地利用最適化推進委員と合わせた人数でございませうけれども、118ということでございますので、若干の増加になっているということでございます。

なお、議会推薦とか団体推薦、いわゆる従来の選任制度は廃止されておるということでございます。

決定の中では、責任ある判断ができるようにということで、報酬水準についても一定の見直しもございました。そういったことがございましたので、28年度の予算から、新しく移行した農業委員会の委員報酬の引き上げが一定程度できるような内容で農地利用最適化交付金を措置させていただいたということでございます。これは、後ほど農地利用最適化推進委員のところでもございませうけれども、できるだけ成果を出したところにお支払いをしていこうということで、活動実績なり成果に応じてお支払いをするという仕組みを設けた結果として、その下に書いてございますように、いってみれば事後的に支払われた交付金をうまく報酬でということですので、報酬条例。定額で定めてしまうと、農地から来たもの、その分の成果をお支払いできないということがございますので、報酬条例を手当てする必要があったということで、この点について若干遅れておったわけでございませうけれども、足元7割近くまで来たということでございます。そういう意味では、上限の報酬を定めて、その以内でお支払いをする。成果が上がったときにはその分上乘せさせるといった仕組みをとったということでございます。

続きまして、農地利用最適化推進委員でございます。これについても、各地域でいろいろな具体的な現場活動をしていただくといった形で推進委員を置くということになっておりまして、法律で措置されたものでございます。1万5,000人ぐらいの推進委員さんが選任

をされたということでございます。

その選任手続につきましても推薦・公募という手続でございます。ここに、1,474のうち1,155委員会で推薦・公募と書いてございますが、この差は、実際には推進委員をとというのは置かなくていい農業委員会でございますので、当然ながら、置くところについては全てその手続を経て選任をされたということでございます。ここも8割ぐらいの方が地域ですとか農業者からの推薦で、自薦の方が2割ぐらいという内容でございます。

人数につきましては、一定のルールということございまして、上限を定めておりまして、100ヘクタールに1人の割合を上限として各市町村で定数を決めてくださいといった形で措置をしているところでございます。推進委員の活動についても、先ほど申し上げましたような農地利用最適化交付金の中で、活動実績ですとか成果実績に応じて報酬をお支払いするような仕掛けを講じているということでございます。

事務局については、専門性、特に事務局体制が脆弱だという御意見もございまして、できるだけ強化しろということでございます。我々としてもいろいろな意味での働きかけをしているわけでございますが、あわせて、事務局職員の研修とかいった仕組みについて、今、手当てをしているということでございます。

そうした上で、いろいろなところとの連携といったこと、実際には農地利用最適化ということで、機構もそういう業務を行うわけでございますし、農業委員会もそういった仕事を行うということで、各団体の連携というのは必要だということでございます。現在、まずは農業委員会がいろいろな指針をつくってその仕事をしていこうということで、その指針の策定状況でございます。目標とか方法を作成して公表することになっているわけでございますが、55%ぐらいについては作成が済んでいるということございまして、残りのところは現在準備を進めているということでございます。

また、農地中間管理機構との連携の状況でございます。我々としてはいろいろな形で連携について働き掛けておるわけでございますが、モニターの調査によれば、まだ必ずしも十分でない。ただ、29年1月時点に比べれば、連携は相当程度進んできていたという御意見もあるということでございます。そう言いながら、まだ6割とか、そういう水準だということで、ここについては、新制度への移行がこの10月ぐらいには完全に終わるということでございますので、まさしく強化をしていく。特に農地の問題というのは、機構のところでもお話がありましたけれども、やりやすい、ある意味では素地のあるところというのはかなり進んだということですが、これから進めていこうとするところはまさしくかなり手間のかかるところ。なかなか問題意識がないところに入ってまとめていくとか、こうしたことからすれば、農業委員会推進委員のところの活動との連携は極めて重要だというのは我々も思っているところでございます。

次の遊休農地の利用状況の調査なり意向調査でございますが、これはほぼ全ての農業委員会で実施をされているということでございます。また、農業委員会をサポートするネットワーク機構でございます。これも従来の農業委員会法に基づく法人ということから、一

般社団法人に組織変更された上で、改正農業委員会法で指定をしているということですが、全て法律に基づいて組織変更が行われた上で業務を行っているという状況でございます。

私からは以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。プレートを立てておいていただけると、順次御意見をいただけるかと思うのです。

では、私から少し、専門委員のお二方に質問です。この農業委員会の中で女性の委員数が割合としてはふえてきているのはよい傾向だとは思いますが、女性委員数、50歳未満の委員数の増加によって、各農業委員会の中でハードルになっていることというのはどういった要因があるのでしょうか。実際に携わられている方に聞いたほうがいいのかなと思ったりもするのですが。

○三森専門委員 ありがとうございます。

甲州市でやっと1名、女性の農業委員の方が出たのです。この方は、実は元山梨県の農政部出身、しかも婿取りということで、最適な方だったかなと思っておりますが、農業者ではございません。

特に甲州市勝沼というところは農業がとても盛んなところで、私もこれだけ全国出させていただくのですが、私は農業委員に立候補したいということを夫に伝えたら、それだけはやめてくれということを言われたぐらい、見えない壁だけではなく、見える壁もまだまだあるのではないかなと思っております。なぜならば、まだ村意識も強くあるのではないかなと思われる節もあるように感じられます。

しかし、全体的に山梨県を見せさせていただくと、女性の農業委員がふえていることは事実で、女性の農業委員が出ているところは全体的に活発になってきた。見えないところを女性はきちとなぜということ伝えて勉強される方もすごく多いので、これは農業をされている方だけではないということも、女性の農業委員はたくさんいらっしゃるということを私も伺ってはいるのです。この女性農業委員のところでは、認定の業者になるということも実はハードルの中にもあるのではないかなとも見るところもございますが、地域の推薦をいただくというのを女性だけでなく、その御家族のほうにも御理解いただかなければ、女性の農業委員がなかなか出ていけないという実態もあるということも私も伺っているところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、斎藤専門委員。

○斎藤専門委員 私のほうでは、以前から女性農業委員の枠というのがありまして、現在、改正になってからはどうなっているかは実は知らないのですけれども、私の奥さんも経験者です。40代ぐらいで、専業農家で一緒に農業をしている、そういうある程度若い女性の

グループがあったものですから、持ち回りというか、任期、任期で、1期の方もいれば2期される方もいるということで、20年以上前からそういうことで。今は鶴岡市ということで合併になりましたけれども、旧市町村単位でも各町にそういう枠がありました。あのときは議会推薦か何かみたいな感じの枠だったと思いますけれども、以前からありまして、全然抵抗なく非常にスムーズに、それから研修とかも女性目線での研修をやるということで随分意義があったと思っております。

以上です。

○飯田座長 ありがとうございます。

まさに50歳未満の女性の認定農業者の方が委員になると一石三鳥なところがあるかと思うのですが、そういった取り組みも重要になってくるのかなと。

そのほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

○大田議長 「委員会を機動的に開催できるよう現行の半分程度とし」と、人数を大幅に減らすことになっているわけですが、それはどうなっているのでしょうか。

それから農業委員数は減った一方推進委員数その分新たに設けられています。推進委員は農業団体からの推薦が8割ということで、そうすると、全体として、結局は農業団体からの人が多いのではないかという印象もあるのですが、そこはいかがでしょうか。

○山北経営局審議官 まず、人数でございますけれども、2ページの御説明で7割水準と申し上げましたけれども、農業委員数というのがございます。2ページの右側の真ん中に表がございまして、これは移行した農業委員会限定でございますけれども、旧制度では2万9,000人だったものが1万9,000人まで減ったということでございます。これだけの数が減ったということです。その上でと。あのときも、決定に携わる農業委員さんは減らしましょう、そのかわりに現場活動をやる、そういった形での推進委員さんを置きましょうということです、今回の措置でもって農業委員数を大幅に減らしたということでございます。

先ほど女性の話もありましたので、ちょっと申しますと、従来、おっしゃったとおり、その選挙委員のほかに議会推薦、あるいは農業団体の推薦というのを別枠で設けておりまして、女性農業委員は主として議会推薦で選ばれていたというような経過だったと思うんです。今回は、市町村長の選任ということですので、まさしくこういった女性とか若者の登用ということに配慮して選びなさいという法律を書いた結果として、その中で何とか女性をとということでございます。確かに、お話があったように、いろいろなところに働きかけをした結果としてこういうふうに使われてきたということですが、反面、なかなか難しさはあったと聞いております。そういう中で何とか選ばれてきたということです。

それから、もう一点御指摘があったと思います。団体というふうには言っているのですが、この代表の書き方が良かったのかどうかというのはあるのですが、農業者とか消費者団体とか、そういったところの方が実は多いのでございます。農業団体等と書いて農

業団体を代表にさせていただいていますが、実際の推薦母体は、一番多いのが地区ですとか自治会、農業者がその次に多くて、3番目ぐらいが農協とかいうことでございまして、農協からの推薦ばかりというのは違うということで、書き方がちょっと悪かったかもしれません。むしろ農業者ですとか、地区からとか、いろいろなところからの推薦が上がっているということでございます。

○飯田座長 では、金丸議長代理。

○金丸議長代理 全体としては、数字が旧制度から新制度に変わる中で、全て向上しているように見えるので、それはそれで結構なことだと思います。推進委員の1万4,898名の方々というのは、山北審議官の御説明どおりでありまして、本来なら現場を持ってもらって、お1人100ヘクタールぐらい担当していただいて、遊休の農地等を見回るといことなので、この方々の年齢が気になります。要するに、現場を見ていただく現役感が感じられるような年齢構成になっているのでしょうか。

○山北経営局審議官 実は推進委員のほうは、委員会の決定するところではちゃんと担い手を入れましょうと。制度的にも立てつけにして過半を認定担い手にというふうにしました。

現場活動のほうは、そういう意味では、現場活動ができる人というのがむしろ。例えばばりばりの担い手の人が本当に現場活動できるかといったら、そういった点はなかなか難しいだろうということで、まさしく現場活動ができるような人を推薦してほしいということをお願いをしています。そういう意味では、年齢とかというものにも特にどうしろこうしろということではなくて、むしろ本当に動ける人を選んでくださいということで働き掛けをしてきたということです。

そういう意味では、結果として、例えば農業委員の方から推進委員に回っていただいた者は、点ではありますけれども、俺、現場をやるよと言ってやられてというような、極めて優良事例としてそういうものもあります。あるいは、普及員のOBの人の方がむしろ話し合いをちゃんとするという能力からみると、そういう人になってもらったほうがいいのではないとか、そういった観点から、この現場活動をする人については選ばれているということです。そういう意味では、担い手とか、若いとか、そういうことよりは、むしろ現場活動ができる人を選んでいただく。ただ、今、その成果が十分出ているかと言われれば、これからかなというのが正直な思いでございます。

○金丸議長代理 そうすると、理解としては、結果、成果を見て、この方々が適正かどうかを評価する、PDCAを回していこうということによろしいですか。

○山北経営局審議官 農地利用最適化交付金についても、現行は、活動実績と成果実績に基づいて支払っているところ。この活動実績というのは、見回りとかいろいろなことをすれば日数で。それは全体の3割で、残りの7割は、いってみれば、実際に農地の調整を進めたとか、そういった形で農業委員会単位で見ってお支払いをするということになっていきますので、成果が上がらないとその交付金もいかないといった仕組みという意味では、そう

いうほうに誘導しようとしているということでございます。

○金丸議長代理 斎藤専門委員と三森専門委員におかれては、この農業委員会が変わったなどかという実感とか、そういうのはおありでしょうか。

○飯田座長 斎藤専門委員。

○斎藤専門委員 では、私のほうから。

実は、うちの農業委員会は、推進委員のほうがうちのメンバーが結構入っていたのです。このくそ忙しいさなかにですよ。地域のほうを回りながら、今、物すごく急激に離農が始まっているものですから、それをうまく調整するというのは、やはり現場に出ていない人だと、県の人とかは隣の田んぼは誰がつくっているかさっぱりわかりませんので、以前よりは動きやすくなっているし、成果が出ているかどうかはわかりませんが、実際、きちんと隣に話をしているという声は現場で見ることができます。いい方向に来ていると思います。

以上です。

○飯田座長 では、渡邊専門委員。

○渡邊専門委員 そういう農業委員会のこれからの役割に関し、農地中間管理機構との連携について少しお伺いしたいと思います。

6にまとめていただいたように、農業委員会と中間管理機構との連携が少しずつ深まっているけれども、まだ深まっていないところも幾つかあります。こここのところについて、いい事例あるいはうまくいっていない事例というのが少しずつ集まってきていると思うのですけれども、どのようにしていったらより連携が深まっていくのか。

例えば、今も交付金もマッチングしないと出てこないよというインセンティブをつけられていらっしゃるけれども、こういうふうな仕組みで十分なのか。あるいは、もうちょっと工夫したほうがよさそうなのか。そのモニター調査の結果を踏まえて、もしも何かお考えのことがあればお伺いしたいと存じます。

○山北経営局審議官 機構との連携は極めて重要だと思っています。現在行っているのは、例えば農業委員会に対する研修というのは、都道府県農業会議と一般的に言われている都道府県農業委員会ネットワーク機構がございまして、都道府県農業委員会ネットワーク機構が農業委員会を指導する形でやっていたのですけれども、今は、農業委員あるいは推進委員の研修に当たっては機構が必ず入って、その機構業務を知った上で現場活動をやっていただくという仕組みをとっています。

さらに重要なのは、機構というのは県にあるということで、ある程度大きな地区で地域コーディネーターといった方々も置いているのですけれども、ある程度地区を持っている機構の地域コーディネーターとその農業委員会なり推進委員さんとの連携をどう図っていくか。いろいろな事例の中では、月に1回は地域コーディネーターさんが入って1カ月の動きについて農業委員会と協議をしているといったケースも出てきているということでございます。

そういう意味では、我々も前よりは変わったし、私の近くでも、あるいは法人協会の次世代の方と話していても、ああ、農業委員に声がかかりましたとか、そういう声は確かにぱらぱらと出てきているので少し変わってきたのかと思うのですが、成果を上げていくためには、その推進委員さんが動いて、それを最後マッチングするときまでに、それをサポートする体制ができるかどうかというのは極めて重要だと思っています。サポートの全てを事務局が担うということになると、恐らく、事務局が弱いところは、推進委員さんは頑張ろうと思っても動けないということが起きてしまうといけないので、先ほど申しました地域コーディネーターがそこをサポートする。推進委員に顔がちゃんと知れていて、困ったときに相談できるような体制をつくっていくというのが極めて重要だと思っています、そういう観点から我々も働き掛けをしているということでございます。

○渡邊専門委員 ありがとうございます。

○飯田座長 では、長谷川座長代理。

○長谷川座長代理 この表ですけれども、農業委員は1万人ぐらい減っていて、推進委員が1万5,000人ぐらいふえているわけです。いじわるで聞くわけではないのですが、推進委員になられた方で元農業委員だった方というのはどの程度いらっしゃるのでしょうか。

○山北経営局審議官 データとして元農業委員というのはとっていないのですけれども、推進委員になられた経歴みたいなことで申し上げますと、多いのは現役の農業者ということなので、この中に農業委員であった人が含まれている。その次に多いのは会社の関係者、いってみれば会社の役職員であった人ということですので、この人たちは恐らく過去農業委員ではなかったと思います。それ以外に、元公務員というのが700人ぐらいとか、そういうので相当程度おられますので、農業委員からそのまま推進委員に移ったということではないのではないかと。ただ、一定の割合で含まれているということ。ただ、その違いまではとっていないということでございます。

○飯田座長 では、斎藤専門委員。

○斎藤専門委員 農業委員、それから推進委員の人からいろいろお話を聞く機会があるのですけれども、自分たちが現場を回って、どう見てもこの地区だったらあの人だということ考えていたのに、結局、円滑化法があるものですから、白紙委任を出すと、なぜかとんでもないところから耕作が決まってしまう。円滑化法で手をつないだ人たちが中間管理機構を通して耕作するのが今の現実です。だから、せっかく農業委員の人、推進委員の人が現場を歩いて的確な人を指名しようと思っても、いわゆる農業団体のほうが自分のほうに出荷する人に農地をなるべく回そうという力が働くのか、自分は頑張っているけれどもということで随分困って相談に来られたことがあるのです。そういう例はほかにもいっぱいあるのでしょうか。

○山北経営局審議官 斎藤専門委員からは、かねてからその御指摘をいただいています、我々としても認識しているところであります。全国的に見ると、その円滑化事業が非常に動いているという県がそんなにたくさんあるわけではないです。特定の県ということだろ

うと思います。長野ですとか、愛知だとか、そういった県については円滑化事業が。旧の保有合理化の時代から農協が比較的農地をやっていた特定の県についてそういうところとなって、そこがどうかということだろうと思います。

ただ、最近の傾向としては機構を通すようになる。そういう意味では、機構は今、ちゃんと公正な配分計画の手続があるわけでございまして、そういった点は少なくはなっているのだろうなというふうには感覚では思っていますが、個々にはまだそういった旧来型の運用がされているところがひょっとしたらあるのかもしれないと思います。ただ、円滑化事業が全国でワークしているかということ、必ずしもそうではない。この点については、中間管理機構5年後見直しもありますので、機構によるルート、あるいは円滑化事業のルート、それ以外に基盤強化法の運用を含めて全体の中でさらに議論を深めていきたいと思っていますのでございます。

○飯田座長 そのほかございますでしょうか。

本日お聞きした農業委員会改革は、競争力ある農業、魅力ある農業の実現のために非常に重要な取り組みかと存じます。昨年度と比べまして、専門委員の皆様から御指摘もありましたように、進捗している部分もあり、そしてまだ問題を抱えている部分もある。実のある改革の実現に向けて農業委員会や農地中間管理機構とより密接な連携を行い、主体性を持って活動できる環境づくりを行うこと等、依然として課題も残っているところかと存じます。我々も引き続きフォローアップしてまいりたいと思いますので、農林水産省様におかれましては、競争力ある農業、魅力ある農業が実現されますよう、実効性のある施策や対応に引き続き努めていただきますようお願い申し上げます。

それでは、やや早目ではありますが、本日の会議はこれで終了といたします。

最後に事務局から何かありますでしょうか。

○佐脇参事官 次回の日程などにつきましては、後日事務局から御連絡いたします。

○飯田座長 では、本日は、お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございました。